

山口市道と海の愛護ボランティア制度「クリーンネット」実施要領

(目的)

第1条 山口市道と海の愛護ボランティア制度「クリーンネット」は、市民や市内で活動する各種団体や事業所等（以下「活動団体」という。）が「里親」として、決められた一定の活動区域を「子ども」と見立て「養子縁組」し、山口市支援のもとに、市道、海岸（以下「公共施設」という。）の清掃美化活動等のボランティア活動を行うことにより、活動団体や地域住民等の公共施設への慈しみの気持ちを高め、行政と活動団体や地域住民とのパートナーシップを確立するとともに公共施設利用者のマナー向上を目指す。

(定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 道路等ボランティア活動 市道等の市が管理する公共施設において第3条に該当する活動をいう。
- (2) 里親 道路等ボランティア活動を行う活動団体のうち、第4条の規定により認定されたものをいう。
- (3) 市道 道路法（昭和27年法律第180号）第16条の規定に基づいて山口市が管理する道路をいう。
- (4) 海岸 海岸法（昭和31年法律第101号）第5条の規定に基づいて山口市が管理する海岸をいう。

(里親の対象となる活動等の基準)

第3条 里親の対象となる活動は、次の基準に該当するものとする。

- (1) 公共施設の清掃・美化・除草等に関すること。
- (2) 街路樹・花壇・プランター等の緑や草花等の生育、管理に関すること。
- (3) 活動は、原則として年4回以上行うものとし、1年以上継続すること。
- (4) 活動は、営利を目的とするものではないこと。
- (5) 公序良俗に反しないこと。
- (6) 活動区域は、山口市の管理する公共施設で、100m以上あることを原則とする。ただし、海岸の場合は、海岸保全区域内であることとする。
- (7) その他、本事業の趣旨に合致すると認められる活動であること。

(里親の届出・認定)

第4条 里親になることを希望する活動団体は、里親登録申込書（様式1）に前条に規定する活動の基準に基づいた計画（様式2）を定め、活動者名簿（様式3）とともに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の里親の活動登録申込書が、前条の基準に該当すると認めるときは、里親登録認定証（様式4）を交付するものとする。

3 山口市は、里親を認定したときは、里親の代表者と事業に係わる合意書（様式5）を締結するものとする。

(里親の役割)

第5条 里親は、合意書の内容に基づき、事業を実施するものとする。

(市の役割)

第6条 山口市は、合意書締結後、里親からの希望により、里親の名称等を記載したサインボード（以下「サインボード」という。）を、対象区間内の道路管理上支障のない位置に設置するものとする。

2 サインボードの設置は、原則として活動区域が100m以上300m未満の場合は1基、300m以上の場合は、2基以内とする。

3 山口市は、里親の事業実施にあたり、別表1に定める基準の範囲内で物品を支給する。

4 山口市は、道路等ボランティア活動に対して、保険に加入しその費用を負担するものとする。

(花壇等の設置)

第7条 里親は、新たに公共施設に花壇等を整備し、プランター等の物件を設置し、又は樹木を植えようとするときは、その適否及び実施の方法について山口市と協議するものとする。

整備した花壇等を撤去しようとするときも同様とする。

2 山口市が、管理上その他やむを得ない事情により前項の物件等を撤去する必要がある場合は、その実施方法等について里親と協議するものとする。

(活動報告書の提出)

第8条 当該年度末までに、1年間の活動報告書（様式6）を山口市に提出するものとする。

また、翌年度分の参加者名簿も山口市に提出するものとするが、前年度参加者と変更がない場合、提出は不要とする。

(事故等の対応)

第9条 里親は、道路等ボランティア活動に係わる事故が発生したときは、ただちに山口市に連絡し、事故関係者への対応及び傷害保険等の適用に係る協議をするとともに、速やかに事故報告書（様式7）を作成し、山口市に提出するものとする。

2 里親の活動者は、第6条第4項の保険で賄われない損害について、山口市に請求しないものとする。

(里親の登録の中止又は廃止)

第10条 里親が、道路等ボランティア活動を中止又は廃止しようとする場合は、里親認定登録中止（廃止）届出書（様式8）を市長に提出するものとする。

2 市長は、第1項の里親認定登録の中止又は廃止を決定したときは、第6条により設置したサインボードを撤去するものとする。

(活動団体の表彰)

第11条 山口市は、活動内容の特に優れた里親について、表彰をするものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるものの他、山口市道と海の愛護ボランティア制度「クリーンネット」の実施に必要な事項は、山口市が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 山口市は、平成17年10月1日の前日までに設置したサインボードについては、当該里親の認定登録の中止又は廃止を決定したときは、撤去するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

山口市道と海の愛護ボランティア制度「クリーンネット」実施要領第6条第3項関係

物品については、下記の基準とする。

No.	物 品	基 準		備 考
1	ゴミ袋	10人に1袋	活動1回につき	
2	軍手	1人1組	活動1回につき	1人年間12組まで
3	ほうき（竹）	5人に1本	年間1回	
4	火ばさみ	3人に1本	年間1回	
5	熊手（竹）	5人に1本	年間1回	
6	混合油	5人に1台分	1台年間4リットル	草刈機等機具を使用する団体が対象
7	草刈機の替刃と替糸 ・金属4枚刃 ・金属8枚刃 オートカッター替糸 （ナイロンコード 10m）	活動区間200mにつき いずれか1枚（1個）、 なお支給数は登録活動者数が限度	年間1回	草刈機等機具を使用する団体が対象